

基準日設定公告

横浜地方裁判所平成19年12月20日付株主総会招集許可決定に基づく、平成20年2月15日開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使する株主を確定するため、平成20年1月15日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使すべき株主とみなします。

平成19年12月28日
横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
株式会社NFKホールディングス
右株主 原田 秀雄

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店